資料３

市長意見の提出状況

（市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書）

１　環境影響を受ける範囲と認められる地域
　　市川市、船橋市

２　市長意見について
（１）市川市
　　意見有り（別紙参照）

（２）船橋市
　　意見無し（別紙参照）

市川第 20181126-0204 号
平成３０年１２月 7 日

千葉県知事　鈴木　栄治　様

市川市長　　村越　祐民

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書に対する
意見について（回答）

平成 30 年 9 月 18 日付け環第 484 号にて千葉県知事より照会のありましたこのことについて、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり回答します。

別　紙

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

記

1.　事業の実施にあたっては、本環境影響評価準備書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講ずること。

2.　敷地内の緑化やエネルギーの有効利用については、地球規模の問題である温暖化対策に資するものであることから、実行可能かつ積極的な措置を講ずること。

3.　大気質、騒音、振動に係る予測値について、その一部が評価指標とする数値に近い、あるいは超えている環境影響評価項目が認められることから、具体的な工事計画の策定及び施工ならびに供用後の施設稼動にあたっては、環境の保全のための措置の実施徹底を図ること。

4.　工事の実施にあたっては、低公害型の建設機械の導入等により、大気汚染、騒音及び振動を可能な限り低減すること。また、建設機械及び工事用車両等から燃料等の油が流出しないよう、防止対策を講ずること。

　また、工事用車両の走行においては、近隣住民や児童等への安全配慮の観点から、関係機関と協議し、万全な対策を講ずること。

5.　工事の施工中及び完了後において、本環境影響評価準備書に記載された環境の保全のための措置が十分でないことにより周辺の環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応すること。

以上

船環政第１０４８号
平成３０年１２月６日

千葉県知事　鈴木　栄治　様

船橋市長　松戸　徹

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成３０年９月１８日付け環第４８４号にて、依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見はありません。

＜お問い合わせ＞
〒273-8501　千葉県船橋市湊町２－１０－２５
船橋市環境部環境政策課
河村　真悟
TEL 047-436-2450　　FAX 047-436-2487
E-mail kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp